新しい原料費調整制度への移行に関するお知らせ

日頃は武陽ガスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、弊社は、新しい原料費調整制度へ移行することを内容とする供給約款・選 択約款の変更を、関東経済産業局長に届出をいたしました。

これは、昨今の原料価格の急激な変化に対応すべく、経済産業大臣の諮問機関である総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギ—部会において、原料費調整制度の 見直しがなされ、関連する経済産業省令が改正されたことを受けて行うものです。

新しい制度の導入につきましては、来年4月まで移行猶予期間が設けられておりますが、弊社は、制度見直しの趣旨を踏まえ、平成21年10月検針分のガス料金から新しい原料費調整制度に移行させていただきます。これにより、10月検針分のガス料金は、9月検針分と比べて、従来の制度より値下がりすることとなります。

弊社は、今後も「保安の確保」、「サービスの向上」、「ガスの安定供給」を経営の基本にすえて、地域社会の発展に貢献するため、更なる経営効率化に努め、公益事業者としての使命を果たしてまいりますので、引き続き、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

≪新しい原料費調整制度の概要≫

1. 料金の調整頻度の変更

従来の制度では、単位料金の調整は3ヶ月ごとに行っておりましたが、毎月調整を行うことになりました。

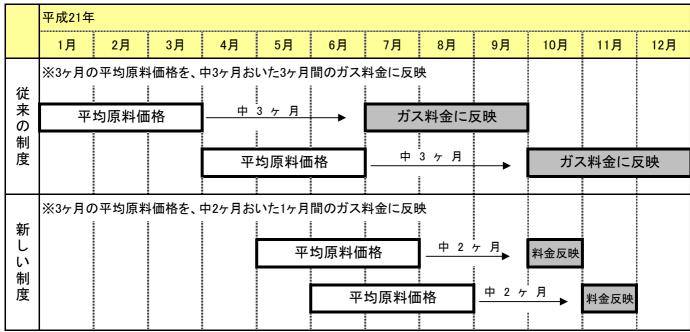
2. 平均原料価格の料金反映までの期間の短縮

従来の制度では、平均原料価格の算出から料金反映までの期間が、中3ヵ月でしたが、中2ヵ月に短縮され、原料価格の変動をより早く料金に反映することになりました。

3. 料金の調整をしない非調整幅の廃止

従来の制度では、料金調整の基準となる基準平均原料価格からの変動が小幅(±5%)である場合には、料金の調整を行いませんでしたが、これが廃止となりました。

●原料費調整制度の見直しについて



- ※原料費調整制度とは、LNG(液化天然ガス)やLPG(液化石油ガス)の輸入原料価格の変動に応じて、ガス料金の単位料金(ガス1㎡当たりの単価)を調整する制度です。
- ※基準平均原料価格は、料金改定時に設定した原料価格(63,840円/t)です。
- ※従来の制度では、平均原料価格が基準平均原料価格の±5%以内の場合にはガス料金の調整を行いませんでしたが、 新しい制度ではこれが廃止されました。
- ※平均原料価格が上限価格(基準平均原料価格の1.6倍)を超えた場合には、平均原料価格は上限価格であるとしてガス料金の調整を行います(従来の制度と変更ありません)。

●供給約款料金表(稅込)

料金表	1ヶ月のご使用量	10月検針分料金表		9月検針分料金表	
		基本料金 (円/月)	調整単位料金 (円/㎡)	基本料金 (円/月)	調整単位料金 (円/㎡)
A 表	0㎡から25㎡まで	510.30	173.49	510.30	186.43
B 表	25㎡をこえ70㎡まで	1,548.75	131.95	1,548.75	144.89
C 表	70㎡をこえ200㎡まで	1,953.00	126.18	1,953.00	139.12
D 表	200㎡を超える場合	2,572.50	123.08	2,572.50	136.02

- ※各月のご使用量に応じて、A~D表のうちいずれかの料金が適用されます。
- ※ガス料金は、基本料金+(調整単位料金×ご使用量)で算出します。
- ※調整単位料金は、原料費調整制度により毎月調整されます。
- ●選択約款料金につきましても、同様に新しい制度へ移行しております。基本料金の変更はありませんが、10月分の調整単位料金は、9月分と比べて1㎡あたり12.94円の値下がりとなります。
- ●毎月変更するガス料金の単価(基準単位料金及び調整単位料金)は、検針時にお届けする「ガスご使用量のお知らせ」に記載されている「当月検針分(当月ご使用量の単価)」と「次月検針分(次月ご使用量の単価)」をご参照ください。また、当社窓口ならびにホームページにて掲載いたします。
- ●本件に関するお問い合わせ

武陽ガス株式会社

お客様サービス課 042-551-1621 (担当:新井・鈴木)・武蔵村山営業所 042-562-0741 (担当:内野・桜沢)